

秋田大学理工学研究科において国費外国人留学生（博士前期課程）の優先配置特別プログラムをスタート

秋田大学理工学研究科では、生命科学専攻、物質科学専攻、数理・電気電子情報学専攻、システムデザイン工学専攻、共同サステナブル工学専攻の理工学研究科の5専攻のいずれかに所属しその専門性を高めると同時に、脱炭素・グリーンエネルギーを中心に環境配慮設計を学ぶ分野横断的な教育プログラム「環境配慮設計国際教育プログラム（International Education Program for Design for Environment）」を2022年4月から実施します。

本プログラムは、文部科学省国費外国人留学生の優先配置特別プログラムに採択されたことを受けてスタートするもので、新たに海外から留学する優秀な方を若干名募集します。

1.提出書類

- ・ [申請書.xlsx](#)

- ・ [専攻分野及び研究計画.docx](#)

- ・ 本人の国籍身分を証明する書類（例えば、パスポートの写し、本国の戸籍謄本、市民権等の証明書の写し）

- ・ 最終出身大学（学部）の成績証明書（出身大学で発行したもの）

- ・ 最終出身大学（学部）の卒業（見込）証明書又は学位記

- ・ 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績

- ・ 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状（受入れ予定大学長あてのもの）

- ・ 論文概要等（論文内容を簡潔にまとめたもの）

- ・ 下記の語学能力のいずれかの条件を満たす根拠となる書類（例：TOEFL、IELTS、JLPT等の証明書）

- ・ これらの書類は、日本語又は英語とする。その他の言語の場合は、日本語又は英語による訳文を必ず添付すること。

- ・ 提出期間を過ぎたものは受理しない。

2. 申請

- ・ 申請する方は、まずはすぐに山村明弘教授（yamamura@ie.akita-u.ac.jp）へ自分の研究内容をメールで連絡してください。研究内容に応じた指導教員を探します。

- ・ それと同時に、下記の期限までに書類を準備して（koudai@jimu.akita-u.ac.jp）へ提出してください。

3.書類提出先

2022年1月5日までに電子データで下記に送ること

koudai@jimu.akita-u.ac.jp

4.対象

現在海外に在住しており、2022 年 4 月に新たに本学の博士前期課程に入学する者。

5.国籍

下記のとおり

6.年齢

1987 年 4 月 2 日以降に出生した者。

7.学歴

学士課程を修了した者及び 2022 年 3 月修了見込みの者

8.成績

- ・ 下記の方法で計算した学業成績係数が 2.30 以上であること。
- ・ 入学後も 2.30 を維持すること。2.30 を下回った場合は奨学金を停止する。

9.語学能力

以下いずれかの条件を満たす者。

- ・ 日本語能力試験（JLPT）のレベル N2 以上に合格している者。
- ・ 日本語を主要言語として学士課程を修了した者。
- ・ 英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）の B2 相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
- ・ 英語を主要言語として学士課程を修了した者。

10.渡日時期

2022 年 4 月 1 日から 4 月 7 日までの間に渡日可能な者。居住地からの出発日も 4 月 1 日とする。

11.査証・在留資格

渡日前に国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。

12.対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ・渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ・指定する期日までに渡日できない者。
- ・過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者。
- ・日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の 2022 年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。
- ・申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者。
- ・「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
- ・申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ・申請時から日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者。

13.奨学金支給期間

2 年

14.奨学金

月額 144、000 円

15.旅費

留学生の居住地最寄りの国際空港から日本の国際空港までの下級航空券のみ支給する。その他の旅費は全て留学生負担とする。

16.教育費

入学検定料、入学金、授業料は無料とする。

17.奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。

- ・申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ・日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ・大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ・大学において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ・「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ・他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。

- ・採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
- ・大学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
- ・1年毎の各時点における学業成績係数が2.30 又は大学が定める成績基準を下回ったとき。

18.プログラムの修了要件

- ・入学する専攻の修了要件を満たして博士前期課程を修了すること。
- ・こちらが指定する科目を受講すること。(4科目程度を予定)

19.学業成績係数の算出方法

- ・最終学歴の学業成績、在学生は現在在籍する課程の学業成績係数を算出すること。
- ・算出手順下表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算すること。

区 分	成 績 評 価				
4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

{(「評価ポイント3の単位数」×3) + (「評価ポイント2の単位数」×2) + (「評価ポイント1の単位数」×1) + (「評価ポイント0の単位数」×0)} / 総登録単位数

(注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出すること。

(注2) 上表の成績評価にない評価は対象としないこと。

20.国籍

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン、パレスチナ、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリン

シペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト、南スーダン、アメリカ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、アルバニア、ウクライナ、オーストリア、キプロス、ギリシア、クロアチア、スイス、スロバキア、スロベニア、チェコ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、マケドニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、セルビア、モンテネグロ、コソボ